

「働き方改革関連法」説明会

「適格請求書保存方式」説明会

2018年6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月以降、順次改正法の適用が開始されています。この法改正は、労働者を雇用する全ての事業所が対象になります。

説明会の後に、個別相談の申込をすることもできますので、この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

国は、仕入税額控除にあたり、「適格請求書」を必須にしようとしています。登録番号が必要になりますが、この番号は、消費税を納めている課税事業者のみに与えられます。これにより、売上が少なくても課税事業者にならざるを得ない状況に追い込まれる可能性があり、仕事に影響が出ると考えられます。

国は、2023年10月から本格実施するとしています。この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

日 時：9月18日（水）
14時00分～17時00分（予定）
会 場：建設埼玉会館3階大会議室
講 師：渡邊智（特定社会保険労務士）
内 容：働き方改革関連法について
定 員：50人（定員に達し次第締切）
受 講 料：無料

日 時：9月19日（木）
14時00分～16時00分（予定）
会 場：建設埼玉会館3階大会議室
講 師：小林全建総連税金対策部長
内 容：適格請求書保存方式について
定 員：50人（定員に達し次第締切）
受 講 料：無料

正しく理解



申込書

申込方法：FAXでお申込下さい（FAX）048-780-2020

申込締切：9月10日（火）（定員に達し次第締切）

ご希望の説明会に ○を付けて下さい （両方受講も可）	9/18（水）働き方改革	9/19（木）適格請求書保存方式
氏 名	組合員番号	
電話番号	F A X	



お問合せ
お申込先

建設埼玉 〒331-0812 さいたま市北区宮原町4-144-1
賃金対策部 TEL 048-780-2000 FAX 048-780-2020

